

教育委員会 平成22年度11月定例会会議録

平成22年11月17日（水）鎌倉市役所 全員協議会室

9時35分開会、11時18分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、朝比奈委員、熊代教育長

傍聴者 12人

（会議経過）

仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより11月定例会を開会する。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであるが、昨日、生涯学習課から議案第27号として「鎌倉文学館指定管理者の選定結果に関する「異議申立書」について」の追加申し出があったので、本日の議事日程に追加をしている。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。それでは、日程に従い、議事を進める。

1 報告事項

（1）委員長報告

特になし

（2）教育長報告

特になし

（3）部長報告

教育総務部長

市議会9月定例会について報告する。平成22年市議会9月定例会は9月1日から9月24日まで24日間の会期で行われた。まず、9月1日から6日までの4日間に一般質問が行われ、教育総務部関連では、8名の議員から質問があった。主な質問の概要は次のとおりであった。まず、新・かまくら民主の会の久坂議員から小中一貫教育についてとして教職員への理解の促進の方法、計画段階での教職員の関わり、実施していくうえでの教職員による牽引役の必要性、小中連携の進め方、今後のモデル校の指定の考え方、中学校区ごとに教育課程を編成していくことについての効果、中学校区ごとの情報交換の方法、市民や地域への周知や理解の方法、小中一貫教育の位置づけなどについてどう考えるかという質問があった。次に、日本共産党

の小田嶋議員から、平和行政に関連して、市内の戦争遺跡調査報告を活用した平和学習を行うことはどうかという質問があった。

次に、無所属の中澤議員から、安全・安心なまちづくりに関連して、関谷小学校のプール清掃に起因する水質事故及び第一小学校においてアスベストが検出されたことに関して経過対応等の質問があった。

次に、無所属の渡辺議員から、小中一貫教育について、小中一貫を行う意義、連携ではなく一貫とした理由、とともに小中一貫教育検討委員会での中間まとめの内容についての質問があった。また、学校の環境整備として、空調設備の取り組み状況、学級費や教材費の公費負担の考え方、校庭の芝生化についての質問があった。

次に、公明党の納所議員から、教育行政の諸課題についてとして、まず、国で廃止が予定されている道徳教育における心のノート、外国語活動における英語ノートの活用状況や今後の取り組み方についての質問、また、中一ギャップの解消と本市が目指す小中一貫教育について、不登校の状況や学校の対応、中一ギャップ解消へ向けた小中一貫教育についての考え方などのについての質問があった。

次に、神奈川ネットワークの石川寿美議員から、関谷川水質事故に関連して関谷川水質事故や、プールの水に汚れがあったことについての改善策についての質問があった。

次に、公明党の西岡議員から市民相談の現状と課題として、小中学校でのメンタルを含む健康相談の対応、スクールカウンセラーの配置状況、健康相談の課題についての質問、健康相談のための24時間コールセンターの導入の考え方についての質問があった。

最後に、日本共産党の吉岡議員から市民健康づくりに関連して、学校での検診の特徴や問題点、12歳歯科検診におけるう蝕率の状況についての質問、産業振興に関連して、こどもが農業に触れる機会を増やせないか、また地域の食材を給食に取り入れる機会を増やせないかという質問があった。

次に、9月7日に開かれた文教常任委員会では、議案「鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案「平成22年度鎌倉市一般会計補正予算のうち教育総務部所管部分」の審議と「深沢中学校の特別支援教室の開設について」、「かまくら教育プランの取組状況について」、「第一小学校におけるアスベストの検出及びその後の対応について」、「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』における本市におけるいじめ及び不登校の状況調査結果報告について」、「平成23年度使用小学校教科用図書の採択結果について」、及び「不登校の予防と対応ハンドブックの作成について」、「平成22年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」の報告及び「特別支援学級の増設について」の陳情の審議を行った。主な質問の概要は次のとおりであった。まず、議案第44号 鎌倉市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、鎌倉無所属の会の高橋議員から奨学基金の運用の方法、基金の今後の考え方について、鎌倉みらいの前川議員からは、奨学金の国の動向について、日本共産党の小田嶋議員から周知の必要性についての質問がそれぞれあり、採決の結果、原案のとおり可決された。

次に、報告事項 深沢中学校の特別支援教室の開設については、神奈川ネットワークの石川敦子議員から特別支援教室設置の考え方及び障害のあるなしに関わらない特別支援教育の考え方について、無所属の渡辺議員からは、特別支援学級に入る判断として保護者や学校の

意向はどうか、鎌倉無所属の会の高橋議員から市長のマニフェストに関連して市長との協議はしているか、鎌倉みらいの前川議員からは、改築中の第二中学校での特別支援教室の設置はどうなっているのか、公明党の納所委員長から特別支援学級の開級における教職員の配置はどうなるのか、という質疑の結果、了承された。

次に、議案「平成 22 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 3 号）」のうち教育総部所管部分については、無所属の松中議員から熱中症対策で、学校管理諸室や教室へのエアコンの設置について、鎌倉みらいの前川議員からは体育館も含めた学校へのエアコンの設置についての質問があった。総務常任委員会への送付意見はなかった。

次に、報告事項「かまくら教育プランの取組状況（平成 21 年度）」については、神奈川ネットワークの石川敦子議員から報告書にある教育課題の解決に向けた取組や道筋はどうか、鎌倉無所属の会の高橋議員からは取組率の低い事例の紹介も有効ではないか、との質疑の結果、了承された。

次に、報告事項 第一小学校体育館におけるアスベストの検出及びその後の対応については、無所属の松中議員から、過去のアスベストの調査・対応の状況、現在アスベストが使用されていると思われる施設・資材の状況及び対応について、神奈川ネットワークの石川敦子議員からは高圧洗浄を行う際の指針について、鎌倉無所属の会の高橋議員から工事中の第二中学校におけるアスベストの使用状況について、の質疑の結果、了承された。

次に、報告事項「平成 21 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における本市におけるいじめ及び不登校の状況調査結果報告については、神奈川ネットワークの石川敦子議員から、いじめ、不登校における指導と支援の使い分けについて鎌倉無所属の会の高橋議員からは、いじめの早期発見の重要性、表に現れないいじめ等の把握の取組について、の質疑の結果、了承された。

次に、報告事項「平成 23 年度使用小学校教科用図書の採択結果」については、神奈川ネットワークの石川敦子議員から採択検討委員会からの報告書における星の数の付け方及びその意図は何か、日本共産党の小田嶋議員、鎌倉無所属の会の高橋議員からは、評価の星の数で 2 つ星で採択された教科及び出版社について、公明党の納所委員長からは教育委員会での教科書採択の方法について、の質疑の結果、了承された。

次に、報告事項「不登校の予防と対応ハンドブック」の作成については、神奈川ネットワークの石川敦子議員からは、ハンドブック改定の理由、改定の視点は何か、このハンドブックで活用が図れるか再検討してほしい、無所属の松中議員からは不登校というくくりで、学校に属している期間だけでその人間を見ることはどうなのか、鎌倉無所属の会の高橋議員からはハンドブックの配布先、教職員への説明、不登校を防止するための家庭訪問の重要性について、の質疑の結果、多数了承された。

次に、陳情 特別支援学級の増設については、無所属の渡辺隆議員から鎌倉の特別支援学級の設置の状況、全校設置の考え方について、神奈川ネットワークの石川敦子議員からは特別支援教室は必要に応じて設置していくのか、日本共産党の小田嶋議員から特別支援教室と特別支援学級の違い、中学で特別支援学級の希望が増える理由について、の質問があり、全議員が継続との意見を述べた。結果、この陳情は継続の扱いとなった。なお、この 9 月議会の最終日に議会議案として「特別支援学級の増設を求めることに関する決議について」が提案され決議された。この内容は、特別支援学級の全校配置を速やかに実施するようとい

うものである。

次に、報告事項 平成 22 年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、鎌倉無所属の会の高橋議員から外部委員からの評価など評価方法に工夫が必要ではないか、神奈川ネットワークの石川敦子議員からは外部委員への資料の事前配布、意見聴取の方法についての質問があり、了承された。

次に、9 月 14 日に開かれた平成 21 年度一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会では、日本共産党の吉岡議員から学校管理諸室の空調設備の早期設置について、給食における地元食材の使用について、中学校給食の実施について、日本共産党の高野議員からは、事業仕分けに関連して、学校技能員の現状や今後の体制についての考え方、警備業務とアラーム警備の効率性について、教職員の福利厚生の考え方について、神奈川ネットワークの三宅議員から学校図書館専門員と読書活動推進員の活動内容、資格、中学も含めた専門員の必要性について、神奈川ネットワークの石川敦子議員からは発達障害についての考え、支援の難しい点・注意点、ことばの教室での支援、今後の課題について、鎌倉無所属の会の安川議員から学校における生ごみ処理機の保守点検委託料について民主党の飯野議員からは肢体不自由学級送迎用運行業務委託料、消防設備等保守点検、エレベータ保守点検及び就学援助について、最後に、新かまくら民主の会の久坂議員から不祥事を起こさないための研修、相談体制について、大船中学校改築の早期実現について、といった質疑がなされた。

この結果、平成 21 年度一般会計歳入歳出決算については、決算委員会、本会議ともに多数認定された。

生涯学習部長

引き続き、生涯学習部関連の 9 月定例会の概要について報告する。一般質問は 2 名の議員から質問があった。質問の内容は次のとおりであった。

無所属の渡辺隆議員からは、深沢多目的スポーツ広場における芝生化の研究状況について。

神奈川ネットワーク 石川寿美議員からは、関谷川水質事故に関連して夏休みの学校開放プールは、どのようになっているのか。夏休みのプール開放時の水質検査は、どのようになっているのかという質問があった。

次に 9 月 7 日に開かれた文教常任委員会では報告事項として、先ほど教育総務部長からも報告があったが、平成 22 年度教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、生涯学習部関連では神奈川ネットワーク 石川敦子議員からは、図書館について、市民要望に応えるには司書の充実と職員の資質の向上が重要と考えるがいかがか、また、図書館で行われている市民協働事業が今年で終了する。市民活動課では担当課がこの事業を引き継ぐと言っているが、そこをどう考えるかとの質問があり、採決の結果この報告は全員の了承を得た。

次に 2 件の陳情について審議があった。まず 1 件目は「御成小学校講堂の活用について」で、この内容は御成小学校講堂を埋蔵文化財の展示場や世界遺産登録の広報センターとして活用できないかというものであった。無所属の松中議員からは、御成小学校講堂を世界遺産登録広報センターとして活用することについては、いろいろと課題があると思うが、今まで

も、ミカエル跡地や稲村ヶ崎の古戦場が候補地、そして中央公民館分館へ国立博物館を誘致するという構想もあつたが、いずれもダメになった。そして、野村総合研究所跡地の博物館構想も方針転換となっている。このように頻りに市の方針が変わるのはなぜか。御成小学校講堂を活用して施設整備した場合のコスト計算はしているのか、この講堂を近代建築として登録の対象になりうるのか、登録有形文化財となりうるならばそれを展示する施設として使用可能なものか、鎌倉の象徴的な建造物としてその指定に向けて動き出すのか、この講堂活用をどうするのか、耐震診断は行っているのかなどの質問があつた。

鎌倉無所属の会の高橋議員からは、埋蔵文化財資料館は早くやってもらいたい。研究所はできるところからやる必要があると思うがいかがか、財団を作って既得権を発生させなければならぬと思うがいかがか、この講堂に関する改築計画はどうなっているのか、御成小学校では予測以上に児童が増えていると聞いているが教室は足りているのか、国立博物館を誘致する話はたち切れとなつたのかなどの質問があつた。この陳情については審議の結果、採択が2人、継続審査が4人で継続扱いとなつた。

次に鎌倉体育館駐車場台数削減に反対する陳情について審議された。内容は、子ども会館・子どもの家の建設に伴い鎌倉体育館の駐車場台数が削減されることについて反対するというものである。無所属の渡辺隆議員からは、子どもの家・子ども会館の建設は決定しているのか、建設費はどれくらいを予想しているのか、場所の変更も可能ということか、中央公民館分館跡地は検討対象に入っていないのか、健康増進の立場として子ども会館・子どもの家建設に伴い鎌倉体育館の駐車場台数が削減することについて、スポーツ課としてはどう考えているのか、スポーツ施設と子どもの家を両立させてやっていくということはいかがかなどの質問があつた。

鎌倉無所属の会の高橋議員からは、小学校の協力ももちろん必要だが駐車場を第一小学校側に少し広げたり、駐輪場をトレーニング室の若宮大路側に移設し、そこを駐車スペースにするなどすることにより少しでも駐車台数を増やせると考えるがいかがか、体育協会の卓球関係の団体からこのような陳情が出された。鎌倉朝日に「体育館と子どもの施設の双方の利用者の便宜を図れる折衷案を考えて欲しい」という体育協会の会長のコメントが掲載されていたが、この点についてどう考えるか、子どもの家を造るといふ話が出たときに駐車場の確保の話はでたのかなんとか両立して欲しいと思う。その中で、例えば、23台・24台が確保できるように工夫していただきたいがいかがか。

無所属の松中議員からは、鎌倉体育館の築年数は何年か、耐震工事はしたのか、近いうちに建て替えの時期がくると思うので近隣に沢山ある駐車場を利用するなどして、何とか駐車台数を確保する手法を考えてもらえるよう要望する、などの質問があつた。この陳情については審議の結果、採択が1人、継続審査が5人で継続審査の扱いとなつた。

次に9月14日に開催された決算等審査特別委員会では、日本共産党の高野議員から博物館整備事業については松尾市長になって野村跡地での計画が見直しとなり、新たな計画に改めたところであるが出土品が野村跡地に一杯ある。このような中、台地区に新たにプレハブ

を設置したが環境面は変わったのか。博物館計画は後期実施計画に先送りされたが、出土品の整理、保管、公開を進めるため、先行的に埋蔵文化財センターの建設を目指すと聞いているが後期実施計画期間中どういうふうにするか。図書館は司書の高齢化が進んでいるが、そろそろ司書の新規採用を考える時期に来ているのではないか。平成5年が最後の司書職の採用である。図書館の仕事は専門的な業務であり、高齢化社会の中で図書館へのニーズも高まっている。コーディネート機能が求められている中、専門的な職員は減っている。市民ニーズとの関わりからも、新規採用を真剣に考えなくてはいけない時期に来ていると思うがどうかとの質問があった。

新・かまくら民主の会の久坂議員からは放課後子ども教室の拡大の可能性について、ハードルが高いのは承知しているが他の学校からの声も上がっている。是非、拡大を目指して欲しいか、との質問があった。鎌倉みらいの渡邊昌一郎議員からは史跡の買収について、買わないと史跡を保存できないのか、例えば、八幡宮境内も市が買わないといけないのか、また、温水プールの管理運営委託料というのは、こもれば山崎温水プールのサービス部分を買ったということか、PFI事業終了後は、行政が管理運営していくということかとの質問があった。神奈川ネットワークの石川敦子議員からは、施策の成果報告書にある社会教育運営事業について、鎌倉市では社会教育をどう位置づけているのか、社会教育委員会ではどのような点が課題となっているのか、これからの具体的な取り組みはどのようなものか、自分はPTAに長く関わっていたが、これまでの社会教育の施策の見直しやその方向性を新たな方向に向けていただきたいか、などの質問があった。民主党の飯野議員からは文学館や鏑木美術館の収益はいくらか、今後、これらの指定管理施設の運営について市としてどう考えるのか、観覧者数に対して指定管理料が高いのでは、との質問があった。以上、平成21年度鎌倉市一般会計歳入・歳出決算については、議会の最終日に承認された。

(4) 課長等報告

ア 小学校給食調理業務の民間委託について

学務課長

小学校給食調理業務の民間委託について、ご報告する。議案集の1ページをご参照いただきたい。小学校の学校給食調理業務の民間委託については給食調理員の退職状況に応じ、将来にわたり安全で安定した給食調理体制を構築するとともにコスト削減を図るため、小学校16校のうち、平成19年度深沢小学校、山崎小学校、小坂小学校、今泉小学校の4校、平成20年度は西鎌倉小学校、玉縄小学校の2校、平成21年度は腰越小学校で委託化を図ってきたものである。これまで委託化した7校の状況については、各校の保護者を対象とした試食会を通じて、給食の出来上がりや味付けについての御意見をいただくとともに、保護者代表や委託業者も参加した「学校給食運営協議会」を設置し、安全面衛生面での配慮を含めた調

理作業等に対する意見交換を行うなどして、委託化、あるいは学校給食自体への御理解を深めていただいているところである。この試食会や学校給食運営協議会で出された保護者や、学校内での意見を踏まえると、いずれの学校も円滑に委託化への移行が行われ、本市が目指す安全安心な給食を提供できていると判断しているところである。

こうした中で平成 22 年度末に給食調理員が退職し、平成 23 年度に 1 校の委託化を図る必要が生じたため、検討した結果、一定期間本市の給食業務を経験し、かつ同一校に 1 年以上勤務している正規栄養職員が配置されている学校であり、また、委託校の全市的なバランスや児童数などを考慮した結果、第一小学校を委託していくこととし、12 月市議会定例会で委託に要する経費の補正予算を計上する準備を進めているところである。すでに、第一小学校の保護者には委託化の準備を進める旨のお知らせはしており、今後、補正予算の状況等を見ながら説明会を開催して、ご理解が得られるよう努めるものである。

質問・意見

仲村委員長

小学校16校の内この第一小学校を含めると、半分の8校が民間委託化されたことになるが、将来的に全校が民間委託化される時期はいつ頃になるのか。

学務課長

職員組合との協議もあり、現時点での計画はここまでとなる。次年度以降については市職員の適正化計画、給食調理員の退職状況、直営校の体制の見直しが若干必要と考えているので、これから改めて計画をたてて進めていきたい。なお、全体の調理員が退職するまでは、若い職員もいるので、まだかなりの年数がかかるものである。

山田委員

現在の調理員が退職しないと委託に切替られないという理解でよいか。

学務課長

退職でないとすると他の職種に変更する転任という扱いとなるので、将来的に職員課等との協議を行う必要がある。「転任」となると調理員が減っていくことになるが、現在、その様な計画はないので、今後はそのようなことも考えながら進めていきたい。

山田委員

委託と直営で給食の内容の違いはないと考えてよいか。

学務課長

味付け、見た目の違いはあると思うが、委託と直営で優劣はありません。また、安全面、衛生面における作業場の手順は基本的な基準が設けてあるのでこちらも優劣はない。

(報告事項アは了承された)

イ 電子図書館サービスの実証実験について

中央図書館長

電子図書館サービスの実証実験について、ご報告する。議案集は、2 ページから 3 ページ及び本日配布した別紙資料を併せてご参照いただきたい。

本年は、国民読書年であるとともに電子図書館元年とも言われている。電子出版の広がりや国立国会図書館が実施している資料の電子化推進等、出版界・図書館界における電子化の動きは確実に進む一方、公共図書館では電子書籍提供の先行事例が乏しく、図書館サービスに電子書籍の提供をどのように位置づけるか方向性がつかみにくい状況である。

本市図書館でも資料の電子化・電子書籍導入の可能性を模索していたところ、「図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト」への協力の打診があった。このプロジェクトは、実施事業主体として NPO 法人ビジネス支援図書館推進協議会、日本ユニシス株式会社ほかとなっている。その内容は、日本ユニシスが開発したクラウド型電子図書館サービスシステム「ライブエイド」を利用して、各種コンテンツをインターネットエクスプローラを利用して閲覧しようとするもので、市民への電子書籍の体験機会の提供や図書館所蔵資料の電子化が図られるなどのメリットが見込めることから、本プロジェクトに図書館として協力しようとするものです。なお、本プロジェクトは総務省平成 22 年度新 ICT 利活用サービス創出支援事業として採択されている。

実施方法は、この 12 月 10 日から来年の 3 月 31 日まで図書館内に専用パソコンを設置し、実際に市民に操作体験をしていただき、その感想や意見を聴取していく予定である。また、併せて広くモニターを募り、ご自分のパソコンなどを利用してインターネット経由でこのシステムを利用していただきその感想や意見をも聴取していく予定となっており、詳細については今後、事業者と協議を進めていくものである。公開していくコンテンツのうち、郷土資料として図書館が所蔵している書籍や古写真・古絵図などその他地域出版物としては、世界遺産登録推進担当や観光課などのコンテンツなどを予定している。このプロジェクトにかかる経費は図書館に設置されるパソコンの電気代とインターネットにかかわる通信料で、そのほかの経費は実施主体が負担するため、新たに図書館としての経費負担が発生することはない。なお、今後の予定としては 12 月 1 日発行の広報かまくらにお知らせを掲載すると共に、市議会 12 月定例会の文教常任委員会へ報告する予定である。

質問・意見

林委員

実施主体は総務省という理解でよいのか。

中央図書館長

この事業は、総務省が募集をしているICT利活用サービス創出支援事業というものの一環として、このNPO法人が提案をして採択をされた事業である。よって、実施主体はNPO法人ビジネス支援図書館推進協議会となる。

仲村委員長

将来的には鎌倉市の図書館が所蔵している図書全部を電子化するのか。

中央図書館長

今回は費用の面から近代史で保管している古写真、古絵図を電子化してもらいます。その費用はこのプロジェクトの費用の中で賄ってもらい、図書館としては電子化された資料を今後、有効に活用していくというものである。なお、将来的には全て電子化する予定である。

朝比奈委員

資料を二次使用されたりするなど著作権について問題はないのか。

中央図書館長

書籍、写真、古絵図等について全て著作権があるので、出力して印刷物として利用できないようシステムになっている。

林委員

データ化された資料の使用方法について、学校と図書館との関連性はどうなるのか。

中央図書館長

今後の課題の一つと考えている。今回の実証実験では、インターネット環境が整っていればモニター登録することで誰でも活用することができるので、一部の電子化した書籍についてはモニター期間内において学校でも使用可能となる。今後の課題としては、学校で電子化した書籍を見るための環境整備が必要になってくると考えている。

林委員

モニター期間が終了するとどうなるのか。データの所有は鎌倉市のものになるのか。

中央図書館長

今後、実施主体と協議を行っていくが、デジタル化されたものは最終的に市に返してもらうと考えている。

林委員

その際、追加費用の発生はないと理解してよいか。

中央図書館長

市が所有するコンテンツをデジタル化することが最高のメリットと考えている。市民が電子書籍にふれるということも目的としているが、貴重書が劣化していくことを防ぐためにもデジタル化は重要な処方と考えている。よって無償でそのデジタル化ができることでこの事業に協力しようと決めたもので、返していただくときに費用が発生するなら協力はできないということは、あらかじめ伝えている。

林委員

学校でどう使えるのかという情報発信をしてほしい。調べ授業などで活用してほしいし、新たな授業の開発など来年度に向けていろんなことができると思うので、教育委員会として便宜を図っていただいて学校で活用してほしいと思う。

仲村委員長

今、図書館での貸し出しは無料か。

中央図書館長

図書館法に基づき資料提供は無料で行っている。ただし、資料をコピーする際のコピー代は徴収している。

山田委員

インターネット上で閲覧したもののプリントアウトもできるようになるのか。その際料金が発生するのか。

中央図書館長

インターネットエクスプローラを活用して画面上で見させていただくもので、それを出力することは出来ないと聞いている。

仲村委員長

画面にディスプレイされたものは全てコピーできるのではないか。

中央図書館長

画像として取り扱うと可能と思います。それを使ってお金儲けをしようとするとは著作権法に違反するので、それはできないようになっていると聞いている。個人の使用については可能と思われるが、今後、デジタル技術が発展していくと良質な画像でコピーができるようになると思うので、それを防止する対応をシステムに取り込んでもらわないと著作権は守られていかなくなると考えている。

朝比奈委員

学校の設備を充実してもらい、授業の中で活用できるようにしていただきたい。そのためにセキュリティの問題もあると思うが是非実現してもらいたい。

(報告事項イは了承された)

ウ 行事予定 (平成 22 年 11 月 10 日～平成 22 年 12 月 9 日)

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第 24 号 鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について

仲村委員長

日程第 2 議案第 24 号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

学務課課長代理

議案第 24 号「鎌倉市立小・中学校県費負担教職員人事異動方針について」提案理由を説明する。議案集は、7 ページから 8 ページをご参照いただきたい。

本件は、県費負担教職員の人事異動に係り、神奈川県教育委員会から示された『神奈川県公立学校教職員人事異動方針』を受けて、平成 23 年度の教職員人事事務が円滑に行われるよう基本方針を策定しようとするものである。

基本方針は、第一として「適材を適所に配置すること」、第二として「教職員の編成を刷新強化すること」、第三として「全市的・全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと」の 3 点です。これらの基本方針に関わる重点についてご説明する。まず「適材を適所に配置すること」について、各学校が目指す「創意工夫を生かした特色ある学校づくり」に係り、学校長は自らの経営方針を達成するため人材の確保を求めるところであるが、教育委員会としては各学校長の要望をかなえるような教職員の異動について極力配慮したいと考えている。

次に「教職員の編成を刷新強化すること」についてですが、若手教員を軸とした新規採用及び他市町からの転任採用を考えている。新規採用については、平成 22 年度は小・中学校あわせて 35 人 (小学校 29 人・中学校 6 人) を配置することができた。来年度も適切な数の採用を県教委に要望していく。また、他市町からの転任採用によって中間年齢層の教員の確保にも努めていきたいと考えている。

最後に「全市的・全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと」についてですが、先ほどの編成の刷新とも関連するが、他市町や行政機関での経験を生かして鎌倉の教育を担える人材を確保するために、各関係機関に積極的に働きかけて人事交流を行いたいと考える。これらの重点をもとに、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものである。

質問・意見

林委員

平成 23 年度の新規採用者の見込み人数を教えてください。

学務課課長代理

勸奨退職希望の締切りが終わってないため、現在はまだお知らせができない。

林委員

平成 21 年度の採用者が 25 人か 26 人と記憶しているが、ここ 2～3 年の採用率はどの位か。

学務課課長代理

平成 22 年度で 5%で、職員数は小学校と中学校を合わせて 625 人である。

林委員

新規採用率が徐々に増えていって現場の若返りを図っていると思うが、先輩方からの引継ぎや良いものの伝承など、忙しい中大変だと思うが、工夫して引き継いでほしい。

仲村委員長

昨年度の実績として、他市町村からの採用や中途採用者はどれくらいいるのか。

学務課課長代理

昨年度、他市町からきた職員は 8 人である。

仲村委員長

中途採用者はいないのか。

学務課課長代理

他市町でやっていた職員が異動してきたということである。年代は幅広く、昨年度は 30 から 40 代が中心である。

仲村委員長

その人たちは、ある程度の期間を鎌倉市で勤務すると帰るのか。

学務課課長代理

本人の希望がなければ、そのまま鎌倉市で勤務することになる。

仲村委員長

行政機関との人事交流とはどんなことか。

学務課課長代理

市教育委員会や県教育委員会へ指導主事、管理職として行く教員のことである。

熊代教育長

市の職員が県へ人事交流で派遣されると、交換で、県の職員が市へ派遣されるという人事交流となるが、教員の場合は前任者が行政から学校に戻ることに伴い、後任者が行政へ派遣されるというものである。

(採決の結果、議案第 24 号は、全会一致で原案どおり可決された)

3 議案第 27 号 鎌倉文学館指定管理者の選定結果に関する「異議申立書」について

仲村委員長

日程第 3 議案第 27 号「鎌倉文学館指定管理者の選定結果に関する「異議申立書」について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

議案第 27 号「鎌倉文学館指定管理者の選定結果に関する「異議申立書」について」その内容を説明する。議案集その 2 の 1 ページをご参照いただきたい。

初めに、鎌倉文学館の指定管理者の選定についてご説明する。鎌倉文学館は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、現在は、財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団が平成 22 年度末までの 5 年間で指定管理者として管理運営を行っている。平成 23 年度以降の指定管理者の指定については公募を行い、応募のあった 2 団体のうちから鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体を選定した。指定期間は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間である。選定の経過と結果だが、8 月 12 日から募集要項及び応募書類の配布を開始し、8 月 23 日の現地での説明会を経て、9 月 9 日に募集を締め切った。応募団体は、鎌倉ルネッサンスグループと鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体の 2 団体であった。この 2 団体の提案内容を公平かつ公正に審査するため、鎌倉市生涯学習施設指定管理者選定委員会を設置し、5 人の委員により書類審査とプレゼンテーション及びヒアリングを実施した。その結果、選定委員会は鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体を優先交渉権者を選定した。以上が選定の経過である。本異議申し立ては、鎌倉文学館の指定管理者の選定結果に関するもので、異議申立人は文学館の指定管理者に応募した団体で、鎌倉ルネッサンスグループ 代表団体 株式会社かまくら春秋社である。申し立ての

内容は、第1に、異議申立にかかる処分として平成22年10月22日鎌教委第3411号により鎌倉ルネッサンスグループを鎌倉文学館指定管理者の第2順位交渉権者とする選定をしたこと。第2に、異議申し立てにかかる処分があったことを知った日を平成22年10月25日としていること。第3に、異議申立の趣旨として文学館指定管理の選定結果を取り消すこと、選定をやり直す、との決定と、この決定を求めるにつき口頭陳述を求めるものである。第4に、異議申立の理由として選定結果に不服があるとし、その理由として、手続的な疑念事情として8点が、内容的な疑念事情として3点あげられている。最後に結論として、鎌倉市教育委員会11月定例会及び鎌倉市議会12月定例会での議決をしないよう申し立て、再度選定をやり直していただきたいと結ばれている。以上のうち、手続的な疑念事情として、委員会設置要綱が定める上限を超える委員が選任されているとあるが、平成22年7月28日に設置要綱を改正し、5人以上の委員を選任できるようになっている。また、委員長が途中で解職とあるが、当該委員は選定委員会委員に選任後、鎌倉市市政アドバイザーに就任したため選定委員会委員を辞任したものであることを報告する。鎌倉文学館の指定管理者の指定に関しましては、後ほど当教育委員会でご審議いただく予定となっているが、本委員会で議決をいただいた後、市議会の議決を経ないと正式な指定決定とならないことから、本申し立てにある第2順位交渉権者とする選定通知は行政不服審査法に基づく処分にはあたらないため、本申し立てについては却下として取り扱いたい旨、提案する。また、本選定手続きは行政手続きとして行うため、執行の停止は行わず、今後も所定の手続きを進めていくものである。

質問・意見

林委員

資料2についてお伺いする。まず、10ページで矢印で指し示されている「その他経費」は19年度から21年度にかけて変動幅が大きいですが、その理由をお伺いする。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

その他経費については、財団の中での経費区分となっている。その他会計への繰入金支出という項目で支出している。おそらく、財団の中で経費の繰り出しという扱いの中で「その他経費」が増額しているであると考えている。

林委員

財団の会計について、鎌倉市は係わっていないと理解してよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

指定管理者制度は、市が指定管理料をお支払いして、市が定める指定管理の業務基準をきちんと行っていただくというのが大原則で、その中で例えば指定管理料が不足するというような場合にも、市は補てんしないという取り決めになっているので、基本的に指定管理料を支払った後の指定管理者の細かい会計内容について市は立ち入らない。

林委員

指定管理業者の財務内容の確認等について報告していただきたい。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

指定管理者に応募する団体からは、基本的に過去3年間分の決算状況がわかる書類を提出してもらうことになっている。決算内容の書類の審査については、選定委員の中にいる会計士に確認してもらっている。

林委員

今回新たにプレゼンテーションしているもので、指定管理料はどの位削減されているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

提案されてきている金額だが、鎌倉市芸術文化振興財団の方は鎌倉市が定めた指定管理料の上限額に対して約8%削減をしている。一方、鎌倉ルネッサンスグループは1%の削減をしている。

仲村委員長

財団の方は削減幅が多いということか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そのとおりである。

仲村委員長

10ページの資料を見ると、指定管理料は19年度から3年間変わっていないがどうか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

指定管理料は、指定管理期間である5年間分が、基本的には定額で支払われるので変わらない。

仲村委員長

新たに、今度指定する場合に、8%低い額を財団側は提案してきたということか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そのとおりである。

林委員

資料3の11ページで、管理運営の基本(185点)に含まれる様式6-6「収支予算書」のところで、11ポイントの大きな差異が出ているのは、先ほどの指定管理料の数字等が影響されているという理解でよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

採点の結果については、選定委員が定めたことなので、詳細はお答えできないが、指定管理料の削減幅が大きく影響しているものと考えている。

林委員

事業の企画・実施に関する業務のポイントについても団体Bが高ポイントということで、団体Aに対して団体Bは低予算にも係わらず企画・実施に関する業務のポイントが高いというふうに理解してよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そのとおりである。

仲村委員長

団体Bである鎌倉市芸術文化振興財団の方が、アクティビティが高いという評価なのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

選定委員会ではその様に判断した。

山田委員

選定委員会について、資料1によると文学館という特性にも係わらず文学の専門家が見受けられないがその理由は何か。また、資料の7ページから8ページにある資料の流出についてはいかがなのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

委員の選定については、公平・公正に審査していただくことを第一に考えました。文学に関連する専門家となると、文学という狭い範囲の中であるため、どちらかの団体に係わりがある方になる恐れがあるため今回は入っていない。資料の流出については、11月15日に文書を受け付けたばかりで、事実関係は確認できていない。

仲村委員長

団体Aと団体Bに係わっていない人を選べばよいのではないか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

市外も含めて委員を選んだが、どちらかの団体への係わりがあるという疑念があってはいけないという判断をする中で、最終的に文学に関係する方の選出を行わなかったものである。

林委員

今後のスケジュールについて確認したい。当委員会を経て、議会にかけられて審議が通り、行政処分というということで手続きが進むことと思う。具体的に業務が始まる来年度4月1日までに、再度、行政不服審査法に基づく異議申立てがされることもあるかもしれないが、その際、執行に関して滞りや支障がでることがあるか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

本委員会で議決後、12月議会で指定管理者の議案の審議がされる。そこで指定管理者の決定を受けた団体へは「指定管理者の決定通知書」を送付し、指定を受けなかった団体へは不指定通知書を送ることとなる。これが行政処分に当たるもので、これを受けて、何らかのアクションがあれば、そこから改めて対応を行うこととなる。

林委員

行政不服審査法に基づく異議申立てについては、当委員会にかかるものと理解してよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

基本的には、当委員会の議決を要するものとなっている。

山田委員

資料の流出が本当にあったかどうかの確認がされていない現段階で、当委員会において議決してよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

当該文書は11月15日に受けたばかりなので事実確認は出来ていないが、考えられる内容として、収蔵品というのは寄贈いただくものと寄託いただくものがある。寄託品については、寄託者が返して欲しいと希望すればお戻しすることとなる。このようなことは従前からあったので、推測だが、本件についてもそのようなことではないかと考えている。

仲村委員長

推測でよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

寄贈いただいた品については、当然、鎌倉市として事務処理を行うこととなるので、流出

ということはありませんと思う。有り得る可能性としては、寄託品ではないかと考えている。

林委員

万が一、寄贈された物が他のところに占有されているということとなれば、刑事事件となるのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

その様なことを想定した調査はまだ行ってないので、今後検討するものである。

林委員

ここでの議論として、万が一、寄贈品が流出していた場合は改めて対策を講じればよいということで進めて、寄託品については、寄託者の意思に基づいて作品が動くことは通常有り得ることと理解してよいか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そのとおりである。

仲村委員長

行政不服審査法に基づく処分でないということはどういうことか。

生涯学習部長

行政行為全てに対して異議申し立てができるというものではない。本件については、現在、選定の交渉の順番を決定したという段階である。この行為は行政処分ではないので、異議申立をする対象にはならないものである。

仲村委員長

この異議申し立ての内容自体が法的に成立しないということか。

生涯学習部長

そのとおりである。

仲村委員長

何故、議案という扱いになるのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

相手方から異議申し立てという行為が起きてきたので、教育委員会として異議申し立ての内容について却下の扱いをするという審議をしていただくものである。

朝比奈委員

当該団体は第2順位交渉権者ということで、第1順位交渉権者の方が有利であるということか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そのとおりである。

朝比奈委員

最終的決定ではないということか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

そのとおりである。この後の議題でご審議いただき、議決後、市長へ議案上程の申し出を行い、市議会で議決後に決定されるものである。

朝比奈委員

採点表を見ると結果は明らかだが、応募された団体は、このような採点が行われることは認識しているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

審査内容など詳細については明記していないが、審査が行われ、その結果がこのように出ることは募集要項に記載されている。

朝比奈委員

いままで指定管理を続けてきた団体が有利なのでしょうが、反対側の団体も配点が多く取れるテクニックみたいなものを当然把握して提案してきていると思うがどうか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

評価項目の詳細はお知らせしている訳ではないので、あくまで審査は平等且つ公平に行っている。

山田委員

現指定管理者は、来館者の人数や企画内容等含めて活発に活動されているのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

毎年、10万人を超える来館者数と、子どもに向けての企画を行うなど工夫をしながら文学館を良好に運営していると判断している。

仲村委員長

収支決算において約1,100万円の赤字を出しているが、これはどうなるのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

指定管理者の中での処理となるので、市が補てんすることは一切ない。

仲村委員長

今回はシーリングで 8%の指定管理料を減らしてきているが、財団がどんどん赤字になるとどうなるのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

過去 4 年間の指定管理の実績を踏まえた上で、次の 5 年間を見通してきている。削減の詳細については分からないが、市が設定した上限金額を 8%下げた金額で提案してきたものと理解している。

仲村委員長

財団は市の外郭団体なのか。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

選定では、あくまで指定管理者として見ている。今回は財団と国際ビルサービスとの共同事業体であるので、赤字については財団だけの問題ではないし、市としてはあくまでも指定管理料の中でやっていただくと考えているものである。

生涯学習部長

赤字の内容について、指定管理業務としては運営面、施設管理業務上で赤字になっているものではない。選定委員会に提出された 3 年間の収支報告と今後 5 年間の収支予算等詳細については、選定委員会委員の中で審議され、安定した継続的な運営ができるという判断をされていると理解している。

林委員

この後の議案第 25 号の方に資料として添付されていないので、ここでお伝えしておくが、過去 3 年間の事業収入を見ると低減している状況が見られるので、今後 5 年間の事業収入見込がどの位なのか、企画内容など資料があると意見が言いやすいと思う。今後は資料として提示いただきたい。

(採決の結果、議案第 27 号は、全会一致で原案どおり可決された)

4 議案第 25 号 指定管理者の指定の申し出について

仲村委員長

日程第 4 議案第 25 号「指定管理者の指定の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

生涯学習部次長兼生涯学習課長

議案第 25 号「指定管理者の指定の申し出について」その内容を説明する。議案集 9 ページをご参照いただきたい。先にご説明したように、選定委員会での選定結果については、鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体が優先交渉権者に選定された。当委員会では選定委員会からの報告を踏まえ、同団体との基本的な協議を経て鎌倉市文学館の次期指定管理者を鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体に指定するため、市長に申し出ようとするものである。お手元の「鎌倉市生涯学習施設指定管理者選定委員会選定結果報告書」は、選定委員会から鎌倉市教育委員会へ提出された選定結果の報告書である。

内容は、1 ページでは委員会のメンバー、委員会開催の経過、募集状況をお伝えしている。2 ページでは審査の方法、審査基準、審査の結果を記載するとともに、選定委員会からの総評が付してある。4 ページ以降は選定委員の採点内容となっている。5 ページの下段をご覧ください。採点の結果、団体 B に当たる鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体が 500 点満点中、386 点を獲得し優先交渉権者に選定された。なお、点数のばらつきはあるものの、委員全員が当団体を選定している。

本議案については、教育委員会での議決後、市議会 12 月定例会に上程し、本会議議決後は、当団体に対し指定した旨の通知を行うと同時に、当該指定管理者の名称、所在地及び指定の期間を告示することとする。告示後は指定管理者との協議を行い、指定期間 5 年間分の基本協定を締結することとなる。

(採決の結果、議案第 25 号は、全会一致で原案どおり可決された)

5 議案第 26 号 鎌倉市図書館協議会委員の任命について

仲村委員長

日程第 5 議案第 26 号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

中央図書館長

議案第 26 号「鎌倉市図書館協議会委員の任命について」提案理由の説明をする。議案集 10 ページから 11 ページをご参照いただきたい。

鎌倉市図書館協議会は図書館法及び鎌倉市図書館協議会設置条例に基づき設置され、委員の定数は 5 名、任期は 2 年となっている。現委員の任期が平成 22 年 12 月 14 日をもって任期満了となるので、新たに 5 名の方々を委員に任命しようとするものである。委員は、学校教育関係者及び社会教育関係者、並びに学識経験者については関係団体・組織からの推薦により 4 名を選出し、他の 1 名については市民公募により選出した。市民公募委員は平成 20 年 3 月の鎌倉市図書館協議会の答申を得て、平成 20 年から任命しているもので、新委員は 9 月に公募を行い選考委員会の審査を経て決定した。今回の委員の任期は平成 22 年 12 月 15 日から

平成 24 年 12 月 14 日までの 2 年間となる。

(採決の結果、議案第 26 号は、全会一致で原案どおり可決された)

仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。11 月定例会を閉会する。